

環地温発第030917001号
平成15年9月17日

〔一部改正〕
環地温発第040401003号
平成16年4月1日

〔一部改正〕
環地温発第050401004号
平成17年4月1日

各都道府県知事 殿
各政令指定都市長 殿

環境事務次官

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地方公共団体）
交付要綱の一部改正について（通知）

標記補助金の交付については、平成16年4月1日付け環地温発第040401003号本職通知「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地方公共団体）交付要綱」により行われているところですが、今般、交付要綱の一部を別添のとおり改正し、平成17年4月1日から適用することとしたので通知します。

なお、貴管下市町村等に対しては、貴職より周知願います。

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地方公共団体）交付要綱

（通則）

第1条 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地方公共団体）（以下「補助金」という。）の交付については、石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計の予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号、以下「適化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号、以下「適化法施行令」という。）の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

（交付の目的）

第2条 この補助金は、地方公共団体等が行う地球温暖化対策事業（代エネ・省エネに係るものに限る。以下同じ。）に対し、必要な経費を国が補助することにより、地方公共団体等による地球温暖化対策の強化と速やかな普及を図ることを目的とする。

（定義）

第3条 この要綱における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- （1）「代エネ・省エネ」とは、天然ガス、水素、アルコール、太陽熱、地中熱、廃熱その他のエネルギーであって石油に代替することによりエネルギー起源二酸化炭素の排出を抑制するもの及びエネルギーの使用の合理化をいう。
- （2）「エコハウス」とは、温室効果ガスの排出の抑制に資する技術を用いた住宅その他の施設の普及の促進等のための施設をいう。
- （3）「代エネ・省エネ自動車」とは、電気自動車、天然ガス自動車及びハイブリッド自動車をいう。
- （4）「燃料等供給施設」とは、電気自動車に充電する施設、天然ガス自動車に天然ガスを充てんする施設をいう。
- （5）「学校エコ改修」とは、学校施設において二酸化炭素排出削減効果を有する改修や機器導入を効果的に組み合わせたものをいう。

（補助の対象事業）

第4条 この補助金は、以下に掲げる事業を交付対象とする。

（1）地方公共団体率先対策補助事業

ア エコハウス整備事業

地方公共団体が、代エネ・省エネ技術の見学・体験が可能で、環境学習や普及啓発の場として活用できるエコハウスを、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号、以下「法」という。）第11条に規定する都道府県地球温暖化防止活動推進センター（以下「都道府県センター」という。）の施設として整備する事業

イ 対策技術率先導入事業

（ア）対策技術率先導入事業

地方公共団体が、法第8条に規定する地方公共団体の事務及び事業に関する実行計画に基づき地方公共団体の施設・設備として代エネ・省エネ施設又は設備を整備する事業（（イ）及び（ウ）に掲げる事業を除く。）

（イ）学校への燃料電池導入事業

地方公共団体が、学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校をいう。）に燃料電池コージェネレーションシステム（熱電併給システム）を導入する事業

（ウ）燃料電池自動車普及事業

地方公共団体が実施する燃料電池自動車導入事業

ウ 低公害（代エネ・省エネ）車普及事業

地方公共団体が実施する代エネ・省エネ自動車導入事業及び燃料等供給施設の整備事業

エ 自動車燃費改善補助事業

地方公共団体が保有する営業用乗合自動車に対して、車速や燃料消費量などを自動的に記録する車載計測器の装着や運転手に対する教育などの体制整備を行う事業

（2）地球温暖化を防ぐ学校エコ改修事業

地方公共団体が設立している学校に対して、二酸化炭素排出削減効果を有する省エネ改修、代エネ機器導入等を最も効果的に組み合わせた施設を整備する事業

（3）（1）の事業の実施に関して必要な細目は、環境省地球環境局長（（1）イ（ウ）、ウ及びエの事業にあつては、同省環境管理局长）、（2）の事業にあつては、同省総合環境政策局長が別に定める実施要領によるものとする。

（交付額の算定基準）

第5条 この補助金の交付額は次により算出するものとし、この場合の額は消費税及び地方消費税相当分を含んだ額とする。

（1）前条（1）ア、イ及びエ並びに（2）の事業

ア 別表1の1の第2欄に掲げる基準額と第3欄に掲げる対象経費の実支出額とをそれぞれ比較して少ない方の額を選定する。

なお、別表2の工事費の内訳を参照すること。

イ アにより選定された額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に、2分の1を乗じて算出した額とする。

ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

（2）前条（1）ウの事業

別表1の2の第2欄に掲げる区分毎に第3欄に掲げる対象経費の実支出額を合計した額から、寄付金その他の収入を控除した額に2分の1を乗じて算出した額とする。

なお、別表2の工事費の内訳を参照すること。

ただし、算出された額に、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

（3）前2号により算出された額の合計額を交付額とする。

（交付決定額の下限）

第6条 補助金の額を算出した結果、交付額が6,000千円に満たない場合は交付決定を行わないものとする。但し、交付の対象事業が第4条（1）イ（イ）、（ウ）、ウ又はエに掲げる事業のみの場合は、この限りでない。

（交付の決定）

第7条 この補助金の交付決定には、様式3による交付決定通知書を地方公共団体に送付す

るものとし、その際は次に掲げる条件が付されるものとする。

- (1) 大臣は、交付の決定を行うに当たっては、交付の申請により当該補助金に係る補助事業における仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税のうち、消費税法に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。（以下「消費税等相当額」という。））について減額して交付の申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該消費税等相当額を減額するものとする。
- (2) 大臣は、交付の申請がなされた全ての補助事業について、当該消費税等相当額について、補助金の額の確定又は消費税の申告後において精算減額又は返還を行うこととし、その旨の条件を付して交付の決定を行うものとする。
- (3) 事業内容の変更（第4条（1）イ（ウ）、ウに掲げる事業については、用途、燃料等供給施設の能力の変更（当初能力の能力判断値の10%以内の変更を除く。））をする場合には、様式4による申請書を環境大臣（以下「大臣」という。）に提出して承認を受けなければならない。
- (4) 別表1の1の第1欄に定める各区分、第3欄に定める対象経費及び別表1の2の第2欄に定める各種目相互間の経費の配分の変更又は、別表1の1と別表1の2の間の各区分の配分の変更（変更前のそれぞれの配分額の20%以内の変更を除く。）をする場合には、様式4による申請書を大臣に提出して承認を受けなければならない。

ただし、前号の事業内容の変更に伴い経費の配分変更をする場合は、事業内容の変更の手続きをもって、これに替えるものとする。
- (5) 補助事業を中止し又は廃止する場合には、様式5による申請書を大臣に提出して承認を受けなければならない。
- (6) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに様式6による報告書を大臣に提出して、その指示を受けなければならない。

ただし、変更後の完了予定期日が当該年度を越えない場合で、かつ、当初の完了予定期日後2か月以内である場合は、この限りでない。
- (7) 補助対象事業の経理に当たっては、当該補助対象事業以外の事業を厳に区別して行うものとし、補助金と事業に係る証拠書類等の管理については予算及び決算との関係を明らかにした様式8又は9による補助金調書を作成し、これを事業完了後5年間保管しておかななければならない。
- (8) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、様式10により速やかに大臣に報告しなければならない。

なお、大臣は報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の返還を命ずるものとする。
- (9) 補助事業により整備された施設、機械器具には、環境省補助事業である旨、明示しなければならない。

（申請手続）

第8条 この補助金の交付申請は、様式1による申請書を速やかに大臣に提出して行うものとする。

- 2 補助事業者は、補助金の交付申請に当たって、当該消費税等相当額があり、かつ、

その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税等相当額が明らかでない場合については、この限りでない。

(申請の取り下げ)

第9条 補助事業者は、補助金の交付決定の通知を受けた場合において、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から15日以内に大臣に書面をもって申し出なければならない。

(変更申請手続)

第10条 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して交付額の変更申請を行う場合には、様式2による申請書を速やかに大臣に提出して行うものとする。

(標準処理期間)

第11条 大臣は、第8条又は第10条に定める交付申請が到達した日から起算して原則として2か月以内に交付の決定を行うものとする。

(状況報告)

第12条 補助事業者は、補助事業の遂行又は支出状況について大臣の要求があったときは、遅滞なく様式11による状況報告書を大臣に提出しなければならない。

(実績報告書)

第13条 この補助金の実績報告は、事業の完了した日(補助事業の廃止の承認を受けたときは、その承認を受けた日)から起算して1か月以内又は、翌年度の4月10日のいずれか早い日までに様式7による報告書を大臣に提出して行わなければならない。

2 補助事業者は、第8条ただし書の定めるところにより交付の申請を行った場合において、実績報告を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第14条 大臣は、前条の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定して、様式12による交付額確定通知書により補助事業者に通知するものとする。

2 大臣は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、補助事業に要した経費を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とする。ただし、当該補助金の返還のための予算措置につき、補助事業者が議会の議決を必要とする場合で、かつ本文の期限により難しい場合その他やむを得ない事情がある場合には、補助事業者の申請に基づき補助金の額の確定の通知の日から90日以内で大臣が別に定める日以内とすることができる。

4 大臣は、前項の返還期間内に補助金に相当する額の納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(交付決定の取消し等)

第15条 大臣は、第7条第5項の補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次の各号のいずれかに該当する場合には、交付の決定の全部若しくは一部を取消し又は変更することができる。

- 一 補助事業者が、本要綱の規定に違反したことにより大臣の指示を受け、この指示に従わない場合
 - 二 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
 - 三 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
- 2 大臣は、前項規定により交付決定の取り消しを行った場合は、交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 大臣は、前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を合わせて命ずるものとする。
- 4 第2項に基づく補助金の返還については、第14条第3項の規定を準用する。

(取得財産等の管理)

第16条 補助事業者は、補助対象経費により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

(取得財産等の処分の制限)

第17条 取得財産等のうち、適化法施行令第13条第4号及び第5号の規定に基づき大臣が定める処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が50万円を越える機械及び重要な器具とする。

- 2 適化法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、補助金の交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)を勘案して、大臣が別に定める期間とする。
- 3 補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、様式13による財産処分承認申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。
- 4 前条第2項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。
- 5 前項の納付については、第14条第3項及び第4項の規定を準用する。

(提出書類の経由)

第18条 補助事業者が都道府県以外の場合は、第7条から第10条まで及び第13条の規定により大臣に提出する書類は、都道府県知事を経由してこれを行わなければならない。

(その他)

第19条 特別の事情により第5条、第8条、第9条、第10条及び第13条に定める算定方法、手続等によることができない場合には、あらかじめ大臣の承認を受けて、その定

めるところによるものとする。

(附則)

この要綱は平成15年10月1日から施行する。

(附則)

この要綱は平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

平成15年度に交付決定した次の事業であって、16年度以降も継続する事業にあつては、従前のおり交付対象とする。

(1) バイオエタノール混合ガソリン等利用促進

(2) 生ごみ利用燃料電池等普及促進事業

(附則)

この要綱は平成17年4月1日から施行する。ただし、平成16年度に交付決定した次の事業であって、17年度以降も継続する事業にあつては、従前のおり交付対象とする。

(1) 再生可能燃料利用促進補助事業

(2) 地域協議会対策促進事業

(3) 余剰エネルギー連携利用設備補助事業

別表 1 の 1

1 区 分	2 基 準 額	3 対 象 経 費
エコハウス整備事業	環境大臣が必要と認めた額	事業を行うために必要な本工事費、付帯工事費、機械器具費、調査費、初期調整費及び事務費並びにその他必要な経費で環境大臣が承認した経費
対策技術率先導入事業	環境大臣が必要と認めた額	事業を行うために必要な本工事費、付帯工事費、機械器具費、調査費、初期調整費及び事務費並びにその他必要な経費で環境大臣が承認した経費
学校への燃料電池導入事業	環境大臣が必要と認めた額	事業を行うために必要な本工事費、付帯工事費、機械器具費、調査費、初期調整費、リース経費及び事務費並びにその他必要な経費で環境大臣が承認した経費
燃料電池自動車普及事業	環境大臣が必要と認めた額	燃料電池自動車として設計、製造された自動車を導入するものであって、リースによる導入に必要なリース経費
自動車燃費改善補助事業	環境大臣が必要と認めた額	事業を行うために必要な本工事費、付帯工事費、機械器具費、調査費、初期調整費及び事務費並びにその他必要な経費で環境大臣が承認した経費
地球温暖化を防ぐ学校エコ改修事業	環境大臣が必要と認めた額	事業を行うために必要な本工事費、付帯工事費、機械器具費、調査費、初期調整費及び事務費並びにその他必要な経費で環境大臣が承認した経費

別表 1 の 2

1 区分	2 種 目	3 対 象 経 費
1 代 エ ネ ・ 省 工	(1)電気自動車	既存の自動車を改造して製造したものにあっては、 車体・シャーシ改造費 原動機・蓄電池購入及び同取付費 制動部改造及び取付費 電装品及び関連機器並びに同取付費 検査関連業務費

ネ
自
動
車
導
入
費

	<p>設計費 諸費用 とする。</p> <p>電気自動車として、設計、製造されたものにあつては、同種の一般の自動車との差額とする。なお、リースによる導入にあつては、既存の自動車をリースしたものと、改造して製造したものととの差額とし、電気自動車として設計・製造されたものにあつては、同種の一般の自動車をリースしたものととの差額とする。</p>
<p>(2)天然ガス自動車 (圧縮天然ガス及び液化天然ガス)</p>	<p>既存の自動車を改造して製造したものにあっては、</p> <p>車体・シャーシ改造費 エンジン改造及び取付費 ポンベ又はタンク購入及び同取付費 制動部改造及び取付費 天然ガス配管及び関連機器並びに同取付費 検査関連業務費 設計費 諸費用 とする。</p> <p>天然ガス自動車として、設計、製造されたものにあつては、同種の一般の自動車との差額とする。なお、リースによる導入にあつては、既存の自動車をリースしたものと、改造して製造したものととの差額とし、天然ガス自動車として設計・製造されたものにあつては、同種の一般の自動車をリースしたものととの差額とする。</p>
<p>(3)ハイブリッド自動車</p>	<p>既存の自動車を改造して製造したものにあっては、</p> <p>車体・シャーシ改造費 補助機関（電動機又は油圧モーターに限る）購入及び同取付費 制動部改造及び取付費 配線又は配管及び関連機器並びに同取付費 検査関連業務費 設計費 諸費用 とする。</p> <p>ハイブリッド自動車として、設計、製造されたものにあつては、同種の一般の自動車との差額とする。なお、リースによる導入にあつては、既存の自動車をリースしたものと、改造して製造したものと</p>

		の差額とし、ハイブリッド自動車として設計・製造されたものにあつては、同種の一般の自動車をリースしたもののとの差額とする。
2 燃料等供給施設整備費	(1)充電施設	受電設備、蓄電池電源設備、配線、キャノピー及びこれらに関連する設備の本工事費、付帯工事費、調査費、初期調整費、事務費
	(2)天然ガス充てん施設（圧縮天然ガス）	受電設備、構内ガス導管、ガス圧縮機、蓄ガス器、ディスペンサー、ガス圧縮機用冷却装置、計装空気圧縮機、サクシヨンスナッパ、冷却散水ポンプ及び貯水槽、付属配管、制御装置、障壁、柵・塀、キャノピー、及びこれらに関連する設備の本工事費、付帯工事費、調査費、初期調整費、事務費
	(3)天然ガス充てん施設（液化天然ガス）	液化ガス受入設備、貯槽、液化ガス払出設備、気化器、付臭設備、自然蒸発ガス処理設備、熱量調整装置、受電設備、ガス圧縮機、蓄ガス器、ディスペンサー、ガス圧縮機用冷却装置、計装空気圧縮機、サクシヨンスナッパ、冷却散水ポンプ及び貯水槽、付属配管、制御装置、障壁、柵・塀、キャノピー、及びこれらに関連する設備の本工事費、付帯工事費、調査費、初期調整費、事務費

別表 2

1 区分	2 費 目	3 細 分	4 内 容
工事費	本工事費	(直接工事費)	<p>工事を施工するのに必要な材料の費用で、買入れに要する費用及びこれに伴う運搬費及び保管料の合計をいう。材料単価については補助事業者において諸種の物価版、他の類似公共事業の実績等の単価を参考とし、事業実施の時期、地域性を勘案して適正な単価を決定して使用することとする。</p> <p>本工事に直接必要な労務者に対する賃金であり賃金日額及び歩掛かりについては、類似公共事業の実績等を参考とし、事業実施の時期、地域性を勘案して決定する。</p> <p>工事を施工するのに直接必要な経費で、特許使用料（契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用）、水道光熱電力料（工事を施工するのに必要な電力電灯使用料及び用水使用</p>
		材料費	
		労務費	
		直接経費	

		料)、機械器具損料(工事を施工するのに必要な機械の使用に要する経費(材料費、労務費を除く。)で類似の公共事業の実績等を参考に決定する。)をいう。
	(間接工事費) 共通仮設費	以下の費用の合計額をいい、類似の公共事業の実績等を参考に決定する。 (1) 工事の施工に必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用 (2) 準備、後片付け整地等に要する費用 (3) 機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用 (4) 技術管理に要する費用 (5) 交通の管理、安全施設に要する費用
	現場管理費	請負業者が工事を施工するために必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信運搬費その他に要する費用をいい、類似の公共事業の実績等を参考に決定する。
	一般管理費	請負業者が工事を施工するために必要な諸給与、福利厚生費、事務用品費、通信運搬費その他に要する費用をいい、類似の公共事業の実績等を参考に決定する。
	付帯工事費	施設整備の付帯工事に要する必要最小限度の範囲で、経費の算定方法は本工事費に準じて算定すること。
	機械器具費	補助事業又は工事の施工に直接必要な機械器具の製作、運搬、据付等に要する経費で、経費の算定方法は本工事に準じて算出すること。
	調査費	工事を施工するために必要な調査、測量、試験及び設計等に要する費用
	初期調整費	施設及び機械器具類の円滑な運転のための試運転、調整作業に必要な経費
事務費	事務費	事業施工のために直接必要な事務に要する費用であって、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料、賃借料及び備品費等をいう。 事務費は、工事費の金額に対し、次の表の区分毎に定められた率を乗じて得られた額の合計額の範囲

| 内とする。

号	区 分	率
1	5,000万円以下の金額に対して	6 . 5 %
2	5,000万円を超え 1 億円以下の金額に対して	5 . 5 %
3	1 億円を超える金額に対して	4 . 5 %

環 境 大 臣 殿

地方公共団体の長 印

平成 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(地方公共団体) 交付申請書

標記の補助金の交付を受けたいので、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(地方公共団体) 交付要綱第 8 条の規定により関係書類を添えて申請します。

1. 国庫補助申請額 金 円也
(うち消費税等相当額 円)
2. 補助金所要額調書(別紙 1)
3. 補助金所要額内訳(別紙 2)
4. 年度別事業計画書(別紙 3)
5. 歳入歳出予算書(見込書)抜粋(別紙 4)

(別紙1)

補助金所要額調書(総括表)

(単位:円)

区分	総事業費 (A)	寄付金等の 収入額(B)	差引額 (C)=(A)-(B)	補助対象 経費(D)	基準額 (E)	選定額 (F)	国庫補助 基本額(G)	補助率 (H)	国庫補助 所要額(I)	備考
エコハウス整備事業								1/2		
対策技術率先導入事業								1/2		
学校への燃料電池導入事業								1/2		
燃料電池自動車普及事業								1/2		
低公害(代エネ・省エネ)車普及事業								1/2		
自動車燃費改善補助事業								1/2		
地球温暖化を防ぐ学校エコ改修事業								1/2		
計										

(注) 1. 寄付金等の収入額とは、寄付金、助成金、協賛金等これに類するものをいう。

2. (A)欄には、事業に要する全ての経費を記載する。

3. (D)欄には、交付要綱別表に掲げる補助対象経費の支出予定額を記載する。

4. (E)欄には、環境大臣が必要と認めた額を記載する。

5. (F)欄には、(D)と(E)を比較していずれか少ない方の額を記載する。

6. (G)欄は、次により記載する。

(1) 交付要綱第5条(1)に掲げる事業・・・(C)と(F)とを比較して少ない方の額

(2) 交付要綱第5条(2)に掲げる事業・・・(F)に記載された額

7. (I)欄は、(G)に記載された額に(H)の補助率を乗じた額を記載する。但し、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

補助金所要額内訳

事業名		地方公共団体名		
担当部課名		電話番号	FAX番号	
事業の目的・内容	(目的)			
	(内容)			
	(対象施設・設備の種類)			
	(規模等の要件)			
事業の効果	(CO2排出量の削減見込量)			
	(地域住民等への波及効果)			
事業の期間	平成 年 月 ~ 平成 年 月			
補助対象事業費の所要額積算	費目	総事業費(円)	補助対象外経費(円)	補助対象経費(円)
	本工事費			
	付帯工事費			
	機械器具費			
	調査費			
	初期調整費			
	リース経費			
	事務費(旅費及び庁費)			
合計				
財源内訳	区分	金額(円)	区分	金額(円)
	国庫補助金 I		総事業費 A	
	収入額等 B		収入額等 B	
	一般財源		差引額 C=A-B	
	その他(地方債等)		補助対象事業費 D	
合計		基準額 E		
「地球温暖化防止実行計画」等の策定状況		無・有	選定額 F=DorE	
(計画の名称)			基本額 G=CorF	
「実行計画」等における当該事業の位置づけ		無・有	補助率 H	1/2
			補助金 I = G*H	
その他関連事項	事業に対する他の国庫補助		無・有 (「有」の場合は制度の名称を記載)	
	予算成立状況		成立・成立見込	
	予算成立時期		平成 年 月 日	
添付書類	添付する書類を記載する。(工事費内訳、事務費内訳、仕様書、見積書、各種計算書、実行計画等)			

(注) 1. 本様式は、交付要綱第4条(1)ア、イ(ア)、(イ)及びエ並びに(2)の事業について使用する。

2. 本様式は、事業毎に別葉とする。

工 事 費 内 訳

事業名()

地方公共団体名()

科 目	名 称	規格・仕様	員数	単位	単 価	支出予定額	備 考
本工事費							
材料費							
労務費							
直接経費							
共通仮設費							
現場管理費							
一般管理費							
小 計							
消費税相当額							
合 計							
付帯工事費							
土地造成費							
搬入道路等工事費							
門、囲障等工事費							
小 計							
消費税相当額							
合 計							
機械器具費							
小 計							
消費税相当額							
合 計							
調査費							
小 計							
消費税相当額							
合 計							
初期調整費							
小 計							
消費税相当額							
合 計							
総 計							

(注) 1. 本様式は、交付要綱第4条(1)ア、イ(ア)、(イ)及びエ並びに(2)の事業について使用する。

2. 本様式は、事業毎に別業とする。

事務費内訳

事業名()

地方公共団体名()

科 目	支出予定額(円)	使 途 内 訳
共済費		
賃金		
報償費		
旅費		
需用費		
役務費		
委託料		
使用料		
賃借料		
備品費		
合 計		

(注) 1. 本様式は、交付要綱第4条(1)ア、イ(ア)、(イ)及びエ並びに(2)の事業について使用する。
2. 本様式は、事業毎に別葉とする。

(別紙2-B-)補助金所要額内訳

(地方公共団体名:)

区分	種目	車種	品名	型式	員数	対象経費内訳	金額(円)	備考(主に自動車の用途を記入)
代工ネ・省工ネ自動車の導入(購入)								
小計								
燃料等供給施設の設置								
小計								
						計		
						消費税相当額		
						総計		

(注) 1. 本様式は、交付要綱第4条(1)ウの事業について記載すること。

2. 工種、種別、細別は工事費の積算を明らかにするため、適正な区分により記載すること。

3. 本様式で積算が明らかにすることができない場合には、別に明細表、単価表等を付すこと。

(別紙2-B-)補助金所要額内訳
 (地方公共団体名:)

区分	種目	車種	品名	型式	員数	リース開始年月	リース終了年月	リース期間(月)	リース月額(円)	リース年額(円)	リース会社	備考(主に自動車の用途を記入)
代エネ・省エネ自動車の導入(リース)												
燃料電池自動車の導入(リース)												
小計												
									計			
									消費税相当額			
									総計			

(注) 1. 本様式は、交付要綱第4条(1)イ(ウ)及びウの事業について記載すること。
 2. 本様式で積算が明らかにすることができない場合には、別に明細表、単価表等を付すこと。

(別紙3)

年度別事業計画書

事業名()

(単位:千円)

	事業内容	補助対象事業費	補助対象外事業費	総事業費
全体事業計画				
過年度実施済事業				
当該年度実施予定事業				
平成 年度 以降実施予定事業				

(注) 1. 本様式は、事業毎に別葉とする。

2. 事業内容欄は、補助対象事業と補助対象外事業とを区分して記載する。

(別紙4)

平成 年度歳入歳出予算書(見込書)抜粋

(地方公共団体名:)

(単位:千円)

(歳入)		(歳出)		
事項	金額	事項	金額	備考
(款)国庫支出金		(款)環境保全費		
(項)国庫補助金		(項)環境保全費		
(目)環境保全費国庫補助金		(目)地球環境保全費		
(節)環境保全費		(節)備品工事費		
一般会計		(節)工事請負費		
合計		合計		

(注)表の事項は例示である。

様式 2

番 号
平成 年 月 日

環 境 大 臣 殿

地方公共団体の長 印

平成 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(地方公共団体)変更交付申請書

平成 年 月 日付け 第 号をもって補助金の交付決定通知のありました上記事業を下記のとおり変更したいので、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(地方公共団体)交付要綱第10条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1. 国庫補助変更申請額 金 円也
2. 変更内容
3. 変更理由
(注)具体的に記載する。

- (注) 1. 1の金額欄の上部に()書きで当初交付決定額を記載する。
2. 添付書類は様式1のそれぞれに準じて変更部分について作成すること。
3. 様式1の添付書類のうち補助金所要額調書(別紙1)、補助金所要額内訳(別紙2)、これに添付する工事費内訳、事務費内訳及び事業費内訳については、変更部分を2段書きとし、上段に()書きで変更前の数値を記載する。

平成 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(地方公共団体) 交付決定通知書

補 助 事 業 者

平成 年 月 日付け 第 号で交付申請のあった平成
年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(地方公共団体)について
は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律
第179号。以下「適化法」という。)第6条第1項の規定により、下
記のとおり交付することを決定したので、同法第8条の規定により通知
する。

平成 年 月 日

環境大臣 印

記

- 1 補助金の交付の対象となる事業及びその内容は、平成 年
月 日付け 第 号交付申請書のとおりである。
- 2 補助金の交付決定額は、金 円である。
ただし、事業の内容が変更された場合において、事業に要する経
費又は補助金の額が変更されるときは、別に通知するところによる。
- 3 事業に要する経費の配分及びこれに対応する補助金の額の区分は、
平成 年 月 日付け 第 号交付申請書記載のとおり
である。
- 4 補助金の確定額は、交付すべき補助金の額と補助金の交付決定額
とのいずれか低い額とする。
- 5 補助事業者は、適化法、同施行令(昭和30年政令第255号)
及び二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(地方公共団体)交付
要綱(平成 年 月 日環地温発第 号)に従わなけれ
ばならないこととする。
- 6 この交付決定に対し不服があるとき、申請の取り下げをすること
のできる期限は平成 年 月 日とする。
- 7 補助事業における仕入れに係る消費税等については、交付要綱の
定めるところにより、補助金の額の確定又は消費税の申告後におい
て精算減額又は返還を行うこととする。

様式 4

番 号
平成 年 月 日

環 境 大 臣 殿

地方公共団体の長 印

平成 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費補助金

(地方公共団体)(事業内容)
(経費配分) 変更承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号をもって補助金の交付決定通知のありました上記事業を下記のとおり(事業内容)
(経費配分) 変更したいので、
二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(地方公共団体)交付要綱第7
条第($\frac{3}{4}$)号の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1 . 変更内容

2 . 変更理由

(注)具体的に記載する。

(注) 1 . 経費の配分の変更の場合には、「1 . 変更内容」欄に経費毎の変更後の基本額を記載することとし、上部に()書きにより当初の基本額を記載する。

2 . 添付書類は様式1のそれぞれに準じて変更部分について作成すること。

4 . 様式1の添付書類のうち補助金所要額調書(別紙1)、補助金所要額内訳(別紙2)、これに添付する工事費内訳、事務費内訳及び事業費内訳については、変更部分を2段書きとし、上段に()書きで変更前の数値を記載する。

様式 5

番 号
平成 年 月 日

環 境 大 臣 殿

地方公共団体の長 印

平成 年度二酸化炭素排出抑制対策促進事業費等補助金
(地方公共団体)補助事業中止(廃止)承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号をもって補助金の交付決定通知のありました上記事業を下記のとおり中止(廃止)したいので、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(地方公共団体)交付要綱第7条第5号の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1. 事業名

2. 中止(廃止)の理由
(注)具体的に記載する。

3. 中止(廃止)後の措置

様式 6

番 号
平成 年 月 日

環 境 大 臣 殿

地方公共団体の長 印

平成 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(地方公共団体)遅延報告書

平成 年 月 日付け 第 号をもって補助金の交付
決定通知のありました上記事業について、二酸化炭素排出抑制対策事業
費等補助金(地方公共団体)交付要綱第7条第6号の規定により指示を
求めます。

記

- 1 . 事業名
- 2 . 遅延の原因及び内容
- 3 . 遅延に係る金額
- 4 . 遅延に対して採った措置
- 5 . 遅延等が補助事業に及ぼす影響
- 6 . 事業の遂行及び完了の予定

(注) 事業の進捗状況を示した工程表を当初と変更後を対比のうえ
作成し、添付する

様式 7

番 号
平成 年 月 日

環 境 大 臣 殿

地方公共団体の長 印

平成 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(地方公共団体)事業実績報告書

平成 年 月 日付け 第 号をもって補助金の交付決定を受けた補助事業に係る実績について、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(地方公共団体)交付要綱第13条の規定により関係書類を添えて報告します。

- 1 . 国庫補助精算額 金 円也
(うち消費税等相当額 円)
- 2 . 補助金精算額調書(別紙1)
- 3 . 補助金精算額内訳及び事業実績書(別紙2)
- 4 . 歳入歳出決算書(見込書)抜粋(別紙3)

(別紙1)

補助金精算額調書(総括表)

(単位)

区分	総事業費 (A)	寄付金等の 収入額(B)	差引額 (C)=(A)-(B)	補助対象 経費(D)	基準額 (E)	選定額 (F)	国庫補助 基本額(G)	補助率 (H)	国庫補助 所要額(I)	国庫補助 交付決定額(J)	国庫補助 受入額(K)	差引過不足額 (L)=(J)-(I)
エコハウス整備事業								1/2				
対策技術率先導入事業								1/2				
学校への燃料電池導入事業								1/2				
燃料電池自動車普及事業								1/2				
低公害(代エネ・省エネ)車普及事業								1/2				
自動車燃費改善補助事業								1/2				
地球温暖化を防ぐ学校エコ改修事業								1/2				
計												

(注) 1. 寄付金等の収入額とは、寄付金、助成金、協賛金等これに類するものをいう。

2. (A)欄には、事業に要した全ての経費を記載する。

3. (D)欄には、交付要綱別表に掲げる補助対象経費の支出額を記載する。

4. (E)欄には、環境大臣が必要と認めた額を記載する。

5. (F)欄には、(D)と(E)を比較していずれか少ない方の額を記載する。

6. (G)欄は、次により記載する。

(1) 交付要綱第5条(1)に掲げる事業・・・(C)と(F)とを比較して少ない方の額

(2) 交付要綱第5条(2)に掲げる事業・・・(F)に記載された額

7. (I)欄は、(G)に記載された額に(H)の補助率を乗じた額を記載する。但し、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

8. (J)欄には、既に交付決定を受けた額を記載する。

9. (K)欄には、(J)欄のうち国庫補助を実際に受け入れた額を記載する。

10. 各欄は、交付決定時の金額を上段に()書きし、下段に精算時の金額を記載すること。

補助金精算額内訳及び事業実績書

事業名				地方公共団体名			
担当部課名		(担当:)		電話番号			
				FAX番号			
事業の内容・目的	(目的)						
	(内容)						
事業の効果	(CO2排出量の削減見込量)						
	(地域住民等への波及効果)						
事業実施期間		平成 年 月 ~ 平成 年 月					
事業費支出内訳							
費目		総事業費(円)		補助対象外経費(円)		補助対象経費(円)	
工事費							
本工事費							
付帯工事費							
機械器具費							
調査費							
初期調整費							
リース経費							
事務費							
事務費補助限度額							
合計							
工事内訳							
区分							
契約年月日							
契約額							
変更契約額							
精算額							
検査年月日							
添付書類	1. 工事費内訳 2. 事務費内訳 3. 契約書の写 4. 検査書の写 5. 請求書の写 6. 竣工写真 7. 関係図面 8. その他						

(注) 1. 本様式は、交付要綱第4条(1)ア、イ(ア)、(イ)及びエ並びに(2)の事業について使用する。
2. 本様式は、事業毎に別様とする。

工 事 費 内 訳

事業名()

地方公共団体名()

科 目	名 称	規格・仕様	員数	単 位	単 価	支出額	備 考
本工事費							
材料費							
労務費							
直接経費							
共通仮設費							
現場管理費							
一般管理費							
小 計							
消費税相当額							
合 計							
付帯工事費							
土地造成費							
搬入道路等工事費							
門、囲障等工事費							
小 計							
消費税相当額							
合 計							
機械器具費							
小 計							
消費税相当額							
合 計							
調査費							
小 計							
消費税相当額							
合 計							
初期調整費							
小 計							
消費税相当額							
合 計							
総 計							

(注) 1. 本様式は、交付要綱第4条(1)ア、イ(ア)、(イ)及びエ並びに(2)の事業について使用する。

2. 本様式は、事業毎に別様とする。

3. 本工事費、付帯工事費、機械器具費、調査費、初期調整費及びリース経費の合計額については、交付決定時の金額を上段に()書きし、下段に精算時の金額を記載すること。

事務費内訳

事業名()

地方公共団体名()

科 目	支出額(円)	使 途 内 訳
共済費		
賃金		
報償費		
旅費		
需用費		
役務費		
委託料		
使用料		
賃借料		
備品費		
合 計		

- (注) 1. 本様式は、交付要綱第4条(1)ア、イ(ア)、(イ)及びエ並びに(2)の事業について使用する。
 2. 本様式は、事業毎に別様とする。
 3. 合計額については、交付決定時の金額を上段に()書きし、下段に精算時の金額を記載すること。

(別紙2-B-)

補助金精算額内訳及び事業実績書

(地方公共団体名 :)
(担当部課名 (担当 :))
(電話番号 :)

1. 事業の目的

2. 本年度事業内容

(1) 代エネ・省エネ自動車導入
導入台数及び車種

代エネ・省エネ自動車使用分野

(2) 燃料等供給施設設置
施設の設置場所・設置数

施設の規模・構造

(3) 燃料電池自動車導入
導入台数及び車種

燃料電池自動車使用分野

3. 事業実施の経過 (事業に係る契約、納入の年月日を記載)

(注) 1. 本様式は、交付要綱第4条(1)イ(ウ)及びウの事業について記載すること。

2. 次の関係書類を添付すること。(写真は台帳等に貼付し概要を付記すること)

(1) 代エネ・省エネ自動車については、 契約書、車検証、検収調書等の写し 代エネ・省エネ自動車の仕様書 代エネ・省エネ自動車の整備状況を示す写真

(2) 燃料等供給施設については、 契約書、請書、検収調書等の写し 工事積算設計書(積算書、変更分図面) 設置場所の見取図 竣工写真(撮影日が分かるように写すこと)

(3) 燃料電池自動車については、 契約書、検収調書等の写し 燃料電池自動車の仕様書 燃料電池自動車の整備状況を示す写真

(別紙2-B-)

区分	種目	車種(品名)	員数	対象経費内訳	金額(円)	備考
代工ネ・省 工ネ自動車 の導入(購 入)						
小計						
燃料等供給 施設の設置						
小計						
				計		
				消費税相当額		
				総計		

- (注) 1. 本様式は、交付要綱第4条(1)ウの事業について記載すること。
 2. 工種、種別、細別は工事費の積算を明らかにするため、適正な区分により記載すること。
 3. 本様式で積算が明らかにすることができない場合には、別に明細表、単価表等を付すこと。
 5. 交付決定時の数量、金額等を上段に()書きし、下段に精算時の数量等を記入すること。

(別紙2-B-)

区分	種目	車種	品名	型式	員数	リース開始年月	リース終了年月	リース期間 (月)	リース月額 (円)	リース年額 (円))	リース会社	備考(主に自動車の用途を記入)
代エネ・省エネ車の導入 (リース)												
燃料電池自動車導入(リース)												
小計												
								計				
								消費税相当額				
								総額				

- (注) 1. 本様式は、交付要綱第4条(1)イ(ウ)及びウの事業について記載すること。
 2. 本様式で積算が明らかにすることができない場合には、別に明細表、単価表等を付すこと。
 3. 交付決定時の数量、金額等を上段に()書きし、下段に精算時の数量等を記入すること。

(別紙3)

平成 年度歳入歳出決算書(見込書)抜粋

(地方公共団体名:)

(単位:千円)

(歳入)		(歳出)		
事項	金額	事項	金額	備考
(款)国庫支出金		(款)環境保全費		
(項)国庫補助金		(項)環境保全費		
(目)環境保全費国庫補助金		(目)地球環境保全費		
(節)環境保全費		(節)備品工事費		
一般会計		(節)工事請負費		
合計		合計		

(注)表の事項は例示である。

平成 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地方公共団体）調書

（地方公共団体名： ）

環境省所管

（単位：円）

国			地方公共団体										備考	
歳出予算 科目	交付決定 の額	補助率	歳入			歳出								
			科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち国庫 補助金 相当額	支出済額	うち国庫 補助金 相当額	翌年度 繰越額	うち国庫 補助金 相当額		

- （注1）1．事業区分が複数にわたる場合は、各事業区分ごとに分けて記載し、その事業区分を「備考」欄に記載する。
 2．「国」の「歳出予算科目」は、項及び目を記載する。（項：エネルギー需給構造高度化対策費 目：二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金）
 3．「地方公共団体」の科目は、歳入にあつては、款、項、目、節を、歳出にあつては、款、項、目をそれぞれ記載する。
 4．「予算現額」は、歳入にあつては、当初予算額、補正予算額の区分を、歳出にあつては、当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減額等の区分を明らかにして記載する。
 5．「備考」は、参考となるべき事項を適宜記載する。
 6．補助事業等の地方公共団体の歳出予算額の繰越が行われた場合における翌年度に行われる当該補助事業等に係る補助金等についての調書の作成は、本表に準ずること。この場合において、地方公共団体の歳入の「科目」に「前年度繰越分」を掲げる場合は、その「予算現額」及び「収入済額」の数字の下段に国庫補助金額を内書（ ）をもって付記する。
- （注2）請負契約その他の契約を締結したときは 予定価格見積調書又はこれにかわるべき書類、 競争公告又はこれにかわるべき書類、 入札書及び入札経過調書又はこれにかわるべき書類、 契約書又はこれにかわるべき書類（工事請負契約書には当該工事の仕様書及び見積明細書を添付しておくものとする。）等の関係書類を5年間整理保存しておくものとする。

平成 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地方公共団体）調書

（市区町村名： ）

（単位：円）

都 道 府 県			市 区 町 村										備 考		
歳出予算 科目	交付決定 の額	補助率	歳 入			歳 出									
			科 目	予算現額	収入済額	うち国庫 補助金 相当額	科 目	予算現額	うち国庫 補助金 相当額	支出済額	うち国庫 補助金 相当額	翌年度 繰越額		うち国庫 補助金 相当額	

- （注1）1．事業区分が複数にわたる場合は、各事業区分ごとに分けて記載し、その事業区分を「備考」欄に記載する。
 2．「市区町村」の科目は、歳入にあつては、款、項、目、節を、歳出にあつては、款、項、目をそれぞれ記載する。
 3．「予算現額」は、歳入にあつては、当初予算額、補正予算額の区分を、歳出にあつては、当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減額等の区分を明らかにして記載する。
 4．「備考」は、参考となるべき事項を適宜記載する。
 5．補助事業等の市区町村の歳出予算額の繰越が行われた場合における翌年度に行われる当該補助事業等に係る補助金等についての調書の作成は、本表に準ずること。この場合において、市区町村の歳入の「科目」に「前年度繰越金」を掲げる場合は、その「予算現額」及び「収入済額」の数字の下欄に国庫補助金額を内書（ ）をもって付記する。
- （注2）請負契約その他の契約を締結したときは 予定価格見積調書又はこれにかわるべき書類、 競争公告又はこれにかわるべき書類、 入札書及び入札経過調書又はこれにかわるべき書類、 契約書又はこれにかわるべき書類（工事請負契約書には当該工事の仕様書及び見積明細書を添付しておくものとする。）等の関係書類を5年間整理保存しておくものとする。

番 号
平成 年 月 日

環 境 大 臣 殿

地方公共団体の長 印

平成 年度消費税及び地方消費税に係る
仕入控除税額報告書

平成 年 月 日付け 第 号をもって補助金の交付決定を受けた補助事業について、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地方公共団体）交付要綱第7条第8号の規定により次のとおり報告します。

- 1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第15条に基づく
額の確定額又は事業実績報告額
金 円
- 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税
に係る仕入控除税額（要国庫補助金返還相当額）
金 円

（注）別添参考となる書類（2の金額の積算の内訳等）

様式 1 1

番 号
年 月 日

環 境 大 臣 殿

地方公共団体の長 印

平成 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(地方公共団体)事業遂行状況報告書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(地方公共団体)の遂行状況について、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(地方公共団体)交付要綱第12条の規定により下記のとおり報告します。

記

経費の区分	計画額	実施額	遂行状況

平成 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(地方公共団体) 交付額確定通知書

補 助 事 業 者

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定した平成
年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(地方公共団体)につ
いては、平成 年 月 日付け番号による事業実績報告書に基づ
き、交付額を 円に確定したので通知する。

平成 年 月 日

環境大臣 印

環 境 大 臣 殿

地方公共団体の長 印

平成 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(地方公共団体)財産処分等承認申請書

平成 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(地方公共団体)により取得した財産等について、下記のとおり処分(使用目的の変更、譲渡、交換、貸付け、担保提供)をしたいので、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(地方公共団体)交付要綱第17条の規定により申請します。

記

1. 事業名

2. 処分(使用目的の変更、譲渡、交換、貸付け、担保提供)をしようとする財産等

(単位:円)

財産等の種類	財産等の名称	数 量	取得価格		取 得 日 年 月 日	残存価格	
			単 価	金 額		単 価	金 額

3. 処分(使用目的の変更、譲渡、交換、貸付け、担保提供)を必要とする理由及びその方法

環地温発第050401004号
平成17年4月1日

各都道府県知事 殿
各政令指定都市長 殿

環境省地球環境局長

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地方公共団体）
実施要領について（通知）

標記補助事業の実施に関して必要な細目について、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地方公共団体）交付要綱第4条（3）に基づき、別添のとおり「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地方公共団体）実施要領」を定め、平成17年4月1日から適用することとしたので通知します。

なお、貴管下市町村等に対しては、貴職より周知願います。

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地方公共団体）実施要領

1 目的

この実施要領は、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地方公共団体）交付要綱（平成15年9月17日環地温発第030917001号環境事務次官通知。以下「要綱」という。）第4条（3）の規定に基づき、同条（1）ア、イ（ア）及（イ）の事業（以下「事業」という。）の実施に関して必要な細目等を定めることにより、地球温暖化対策の強化と速やかな普及を図ることを目的とする。

2 事業の主体

各事業における施設及び設備の整備主体は、別表の第1欄に掲げる区分毎に第2欄に掲げるとおりとする。

3 事業の実施方法等

（1）地方公共団体率先対策補助事業

エコハウス整備事業

施設及び設置場所の要件

ア 施設において、地域の特性を考慮した複数の温暖化対策技術が取り入れられていること（断熱材は、オゾン層を破壊する物質及びハイドロフルオロカーボン（いわゆる代替フロン）を使用していないものに限る。）。

また、当該技術はその普及率の向上が見込まれるものであること。

イ 施設において、当該技術の普及の促進に資する見学・体験が可能であるとともに、施設の利用等により温暖化対策の普及啓発を図ることが可能であること。

ウ 設置場所については、地域の利用者が十分に見込まれる場所であること。

利用状況の把握

予め利用計画を策定するとともに、当該計画に基づき、利用者数等の利用状況を把握し、定期的に公表するものであること。

維持管理

ア 施設は、事業主体の責任のもとで適切な維持管理が講じられるものであること。

イ 施設の使用に際して料金を徴収する場合は、維持管理費の範囲内の金額を設定すること。

対策技術率先導入事業

（1）対策技術率先導入事業（（2）に掲げる事業を除く。）

対象事業

補助の対象となる事業は、地方公共団体が地球温暖化対策の推進に関する

る法律（平成10年法律第117号）第8条に規定する都道府県及び市町村の事務及び事業に関する実行計画（新規策定又は改定後2年以内の実行計画に限る。）に基づき、代エネ・省エネに係る施設・設備を整備する事業であって、下表の左欄の対象施設・設備の区分ごとに右欄の条件を満たすものであること。

なお、整備する施設・設備はその普及率の向上が見込まれ、かつ、当該施設・設備を導入することにより地域住民等に対する地球温暖化対策の広範な普及啓発に資するものであること。

また、申請に当たっては、事業による地域住民等への波及効果の事業評価を行うこと。

対象施設・設備	対象の条件
(1) 代替エネルギー設備	
ア．太陽光発電	太陽電池出力が200kW以上であるもの。
イ．風力発電	発電出力が2000kW以上であるもの。
ウ．燃料電池	発電出力が1kW級以上で、かつ、発電効率が30%以上（低位発熱量基準）であるもの。
エ．バイオマス発電	バイオマス利用率が80%以上（低位発熱量基準）で、かつ、発電効率が20%以上（低位発熱量基準）であるもの。
オ．バイオマス熱利用	バイオマス利用率が80%以上（低位発熱量基準）で、かつ、省エネルギー率が15%以上であるもの。
カ．バイオマス燃料製造	バイオマス利用率が80%以上（低位発熱量基準）で、かつ、エネルギー回収率が50%以上であるもの。
キ．バイオエタノール利用	使用する化石燃料の省エネルギー率が10%以上であるもの。
ク．地中熱利用	ヒートポンプの加熱能力が50kW以上であるもの。
ケ．その他の代替エネルギー利用設備	アからクに掲げる設備と同等以上の規模又は効果を有する設備で、二酸化炭素削減率10%以上で、かつ、二酸化炭素削減費用が1万円以下であるもの。
(2) 省エネルギー設備	以下の要件を満たすもの。 （ア）庁舎等の建物全体の省エネルギーを図るもの、又は、新規性の高い省エネルギー設備であって一斉導入するもの。 （イ）二酸化炭素削減率が10%以上で、かつ、

	二酸化炭素削減費用が1万円以下であるもの。
--	-----------------------

備考

1. 「バイオマス利用率」とは、全燃料の低位発熱量に対するバイオマスの低位発熱量の割合とする。
2. 「省エネルギー率」とは、従来システムによる年間エネルギー使用量に対する年間エネルギー使用削減量の割合とする。
3. 「エネルギー回収率」とは、原料の発熱量及びバイオマス燃料の製造に要する熱量の合計に対するバイオマス燃料の発熱量の割合とする。
4. 「二酸化炭素削減費用」とは、補助金額を耐用年数を通じた二酸化炭素の総削減量で除した値。
5. 「二酸化炭素削減率」とは、従来システムによる年間二酸化炭素排出量に対する年間二酸化炭素排出削減量の割合とする。

維持管理

ア 施設・設備は、事業主体の責任のもとで適切な維持管理が講じられるものであること。

イ 地域住民等による施設・設備の見学等を可能にすることなどにより、地球温暖化対策の広範な普及啓発に努めること。

温室効果ガス削減量の把握等

施設・設備により生産したエネルギー量等のデータを記録し、温室効果ガスの削減量を把握すること。

また、環境省の求めに応じて、事業の実施に係るこれらの情報を提供すること。

(2) 学校への燃料電池導入事業

施設及び設置場所の要件

燃料電池は、設置場所における電力需要量、給湯等熱エネルギー需要量の変化等を勘案し、適切な規模とすること。

維持管理

燃料電池は、事業主体の責任のもとで適切な維持管理が講じられるものであること。

温室効果ガスの削減量の把握等

燃料電池の発電電力量及び給湯熱エネルギー発生量その他のデータを記録するとともに、燃料電池の導入に伴う温室効果ガスの削減量を把握すること。

また、環境省の求めに応じて、事業の実施に係るこれらの情報を提供すること。

附則

この実施要領は、平成15年10月1日から施行する。

附則

この実施要領は、平成16年4月1日から施行する。ただし、平成15年度に交付決定した次の事業であっては、なお従前の例による。

- (1) バイオエタノール混合ガソリン等利用促進事業
- (2) 生ごみ利用燃料電池等普及促進事業

附則

この実施要領は、平成17年4月1日から施行する。ただし、平成16年度に交付決定した次の事業であっては、なお従前の例による。

- (1) 再生可能燃料利用促進補助事業
- (2) 地域協議会対策促進事業
- (3) 余剰エネルギー連携利用設備補助事業

別表

1 区 分	2 主 体
エコハウス整備事業	地方公共団体
対策技術率先導入事業	地方公共団体

環管自発第050401005号

平成17年4月1日

関係都道府県知事・指定都市市長 殿

環境省環境管理局長

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(地方公共団体)
低公害(代エネ・省エネ)車普及事業実施要領について(通知)

標記事業の取扱いについては、平成15年9月17日付け環地温発第030917001号環境事務次官通知別紙「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(地方公共団体)交付要綱」により行うこととされたところであるが、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(地方公共団体)交付要綱第4条第1項(3)の規定に基づき、別添のとおり実施要領を定めたので、同事業の実施に当たってはこれによらねたい。

なお、貴管下の関係市町村長及び地方公共団体の組合の長に対しては、貴職より通知されたい。

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(地方公共団体)

低公害(代エネ・省エネ)車普及事業実施要領

1 目的

この実施要領は、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(地方公共団体)交付要綱(平成15年9月17日環地温発第030917001号環境事務次官通知。以下「要綱」という。)第4条ウに定める低公害(代エネ・省エネ)車普及事業(以下「事業」という。)の実施に関して必要な細目等を定めることにより、人の健康の保護並びに生活環境及び地球環境の保全に資することを目的とする。

2 定義

この要綱における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1)「低公害車」とは、電気自動車、天然ガス自動車及びハイブリッド自動車をいう。
- (2)「電気自動車」とは、電池によって駆動する電動機を原動機として搭載した検査済自動車をいう。
- (3)「天然ガス自動車」とは、圧縮天然ガスを原動機の燃料として用いる検査済自動車をいう。
- (4)「ハイブリッド自動車」とは、内燃機関及び補助機関(電動機又は油圧モーターに限る。)を原動機として搭載した検査済自動車のうち、走行条件に応じて当該補助機関の出力を利用する機構を有するものをいう。
- (5)「燃料等供給施設」とは、電気自動車に充電する施設、天然ガス自動車に圧縮天然ガスを充てんする施設をいう。

3 事業の実施主体

事業の実施主体は、都道府県、市町村、特別区、地方公共団体の組合及び地方公共団体が出資して設立された団体であって出資比率が50%以上のもの(以下「地方公共団体等」という。)の長とする。

4 事業の内容

事業の内容は、要綱第4条に掲げる低公害車の導入(購入(改造を含む。))又はリース)及び燃料等供給施設の設置とする。

なお、維持管理経費及び登録諸費用、燃料等供給施設の設置のための用地費については、この補助金の交付対象外とする。

5 交付の対象

(1) 交付の対象

要綱第2条の目的を達成するため、その実施する低公害車の導入事業、燃料等供給施設を整備する事業を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経

費(以下「補助対象経費」という。)について、交付要綱に定めた年度別事業計画書の様式に従って計画を策定した地方公共団体等に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

(2) 交付の対象となる事業の要件

この補助金の交付の対象となる事業は、次の要件を満たすものであること。

ア. 地方公共団体等の業務(委託業務を含む。)のうち、低公害車を導入する業務又は燃料等供給施設を整備する業務であること。

イ. 燃料等供給施設を整備する業務については、地方公共団体が行うもののうち、地方公共団体が出資して設立された団体が行うものを除く。

ウ. 補助対象車両となる車種は、営業用乗合自動車に限る(ただし、平成16年度の当該補助事業において補助金交付を受け導入したリース車両についてはこの限りではない。)

エ. 事業のうち燃料等供給施設の設置については、営業用乗合自動車に燃料を供給するものであること。

6 交付対象事業の制限

(1) この補助金は、低公害車及び燃料等供給施設の導入に関する他の補助金を受けた事業には交付しないものとする。

(2) 別表に掲げる区分に応じた基準額と補助対象経費の実支出額とをそれぞれ比較して、少ない方の額を選定する。

(3) リースによる導入の場合、1ヶ月未満のリース期間が生じる場合は、その部分は切り捨てることとする。

附則

この実施要領は、平成17年4月1日から施行する。ただし、平成16年度に交付決定した事業であっては、なお従前の例による。

別表

区分	種目	車名・クラス	型式	仕様	通常車両(ベース車両)	基準額(千円)	
購入による導入	天然ガス自動車	三菱 ローザ 2WD / MT	KK-BE63CG(改)	-	三菱ローザ・マイクロバス	4,340	
		三菱 ローザ 2WD / MT	KK-BE63CE(改)	-	三菱ローザ・マイクロバス	4,060	
		日産 シビリアン 2WD / MT	KK-BHW41(改)	-	日産シビリアン・マイクロバス	4,340	
		日産 シビリアン 2WD / MT	UD-DHW41(改)	-	日産シビリアン・マイクロバス	4,340	
		日産ディーゼル スペースランナー床下積	KK-RM252GAN(改)	-	中型バス・スペースランナー床下積 ノンステップ	6,720	
		日産ディーゼル スペースランナー天井積	KK-RM252GAN(改)	-	中型バス・スペースランナー天井積 ノンステップ	7,860	
		日産ディーゼル 中型バス(ワンステップ)	KK-RM252GSN(改)	-	中型バス(ワンステップ)	6,720	
		日産ディーゼル 中型バス(ノンステップ)	KK-RM252GAN(改)	-	中型バス(ノンステップ)	7,860	
		日産ディーゼル 大型バス(ワンステップ)	KL-UA452KAN(改) KL-UA452MAN(改)	-	大型バス(ワンステップ)	9,980	
		日産ディーゼル 大型バスGタイプ(ノンステップ)	KL-UA452KAN(改) KL-UA452MAN(改)	-	大型バスGタイプ(ノンステップ)	9,630	
		日産ディーゼル 大型バスNタイプ(ノンステップ)	KL-UA272KAM(改)	-	大型バスNタイプ(ノンステップ)	11,340	
		日野 ブルーリボンシティー(ノンステップ)	KL-HU2PMEE(改)	-	ブルーリボンシティー	9,680	
		三菱 ローザ 2WD / MT	KK-BE63EE(改)	容器ショート	三菱ローザ・マイクロバス	4,420	
		三菱 ローザ 2WD / AT	KK-BE63EE(改)	容器ショート	三菱ローザ・マイクロバス	4,680	
		三菱 ローザ 2WD / MT	KK-BE63EG(改)	容器ロング	三菱ローザ・マイクロバス	4,880	
		三菱 ローザ 2WD / AT	KK-BE63EG(改)	容器ロング (130L×2本)	三菱ローザ・マイクロバス	4,500	
		三菱 ローザ 2WD / AT	KK-BE63EG(改)	容器ロング (130L×2本+24L×2本)	三菱ローザ・マイクロバス	4,880	
		三菱 ローザ 4WD / MT	KK-BE64EG(改)	容器ロング	三菱ローザ・マイクロバス	4,720	
		日野 レインボー ノンステップ	KK-HR1JEEE他(改)	-	日野レインボー・ノンステップ	8,520	
		三菱 エアロスター(ノンステップバス)	KL-MP37JK(改)	-	エアロスター	11,120	
		三菱 エアロスター(ノンステップバス)	KL-MP37JM(改)	-	エアロスター	11,430	
		三菱 エアロミディ	KK-MK25HJ(M)(改)	-	三菱エアロミディ・中型バス	7,340	
		三菱 エアロミディ	KK-MK23HJM	-	三菱エアロミディ・中型バス	7,080	
		三菱 エアロミディ	KK-MK23HFM	-	三菱エアロミディ・中型バス	7,260	
		ハイブリッド自動車	トヨタ コースターハイブリッド	KK-HZB50(改)	-	トヨタコースター	9,020
			トヨタ コースターハイブリッド・幼児専用	KK-HZB50(改)	-	トヨタコースター・幼児専用	8,880
			日野 ブルーリボン	HM-HU1JMPEP HM-HU1JLEP	-	日野ブルーリボン	11,140
			三菱 エアロノンステップHEV	KL-MP37(改)	-	三菱エアロスターノンステップ	16,680
		電気自動車	タケオカREVA	-	-	スズキツインガソリンA	8
			ダイハツ ハイゼットEV	LE-S200V(改)	-	ハイゼットカーゴ	22
			ダイハツ ハイゼットカーゴ 5MT / 2WD	LE-S320V(改)	-	ハイゼットカーゴ	14
			ダイハツ ハイゼットカーゴ 3AT / 2WD	LE-S320V(改)	-	ハイゼットカーゴ	14
			ダイハツ ハイゼットカーゴ 5MT / 4WD	LE-S330V(改)	-	ハイゼットカーゴ	14
	ダイハツ ハイゼットカーゴ 3AT / 4WD		LE-S330V(改)	-	ハイゼットカーゴ	14	
	ダイハツ ハイゼットカーゴ 4AT / 2WD		GDD-L250V(改)	-	ハイゼットカーゴ	10	
	ダイハツ ハイゼットカーゴ 4AT / 4WD		LE-L260V(改)	-	ハイゼットカーゴ	12	
	ダイハツ ハイゼットカーゴ MT / 2WD		US-S200V	-	ハイゼットカーゴ	12	
	ダイハツ ハイゼットカーゴ AT / 2WD		US-S200V	-	ハイゼットカーゴ	13	
	ダイハツ ハイゼットカーゴ MT / 4WD		US-S210V	-	ハイゼットカーゴ	14	
	ダイハツ ハイゼットカーゴ AT / 4WD		US-S210V	-	ハイゼットカーゴ	14	
	ダイハツ ハイゼットカーゴ MT / 2WD		TE-S200V	-	ハイゼットカーゴ	13	
	ダイハツ ハイゼットカーゴ AT / 2WD		TE-S200V	-	ハイゼットカーゴ	13	
	ダイハツ ハイゼットトラック MT		LE-S200P(改)	-	ハイゼットトラック	11	
	ダイハツ ハイゼットトラック AT		LE-S200P(改)	-	ハイゼットトラック	12	
ワゴンR AT / 2WD	-		-	ワゴンR	13		
スズキ エブリィ MT / 2WD	LE-DA62V改(改)		-	エブリィ	13		
スズキ エブリィ AT / 2WD	LE-DA62V(改)		-	エブリィ	15		
スズキ エブリィ MT / 4WD	LE-DA62V(改)		-	エブリィ	15		
三菱 ミニキャブバン	-		-	ミニキャブバン	15		

トヨタ プロボックス	-	-	プロボックス	18
マツダ ファミリア	-	-	ファミリア	17
日産 ADバン	-	-	ADバン	17
ホンダ シビック GX	-	-	シビック	8
三菱 パジェロ	-	-	パジェロ	33
スバル レガシィB4	-	-	レガシィ	30
日産 キャラバン	-	-	キャラバン	25
いすゞ エルフ 2t-3t	-	-	いすゞ エルフ 2t-3t	19
三菱 キャンター 2t-3t	-	-	三菱 キャンター 2t-3t	19
トヨタ ダイナトヨエース 2t-3t	-	-	トヨタ ダイナトヨエース 2t-3t	19
ダイハツ デルタ2t-3t	-	-	ダイハツ デルタ2t-3t	19
日産ディーゼ ルコンドル 2t-3t	-	-	日産ディーゼ ルコンドル 2t-3t	19
日野 デュトロ 2t-3t	-	-	日野 デュトロ 2t-3t	19
いすゞ エルフ 4t-	-	-	いすゞ エルフ 4t-	19
いすゞ フォワード 4t-	-	-	いすゞ フォワード 4t-	56
三菱 ファイター 4t-	-	-	三菱 ファイター 4t-	56
日産ディーゼ ルコンドル 4t-5t-7t	-	-	日産ディーゼ ルコンドル 4t-5t-7t	56
日野 レンジャー	-	-	日野 レンジャー	56
日産ディーゼ ルコンドル 2t-3t	-	-	日産ディーゼ ルコンドル 2t-3t	56
日野 デュトロ 2t-3t	-	-	日野 デュトロ 2t-3t	56
日産ディーゼ ルビッグサム	-	-	日産ディーゼ ルビッグサム	131
トヨタ ハイエース 2WD / MT	GE-RZH112(改)	-	-	24
トヨタ ハイエース 2WD / AT	GE-RZH112(改)	-	-	25
トヨタ ハイエース 2WD / MT	GE-RZH182(改)	-	-	25
トヨタ ハイエース 2WD / AT	GE-RZH182(改)	-	-	27
トヨタ ハイエース 2WD / MT	GE-RZH124(改)	-	-	29
トヨタ ハイエース 2WD / AT	GE-RZH125B(改)	-	-	31
トヨタ ハイエース 2WD / AT	GE-RZH125(改)	-	-	31
三菱 ローザ 2WD / MT	KK-BE63CG(改)	-	三菱ローザ・マイクロバス	72
三菱 ローザ 2WD / MT	KK-BE63CE(改)	-	三菱ローザ・マイクロバス	67
日産 シビリアン 2WD / MT	KK-BHW41(改)	-	日産シビリアン・マイクロバス	72
日産 シビリアン 2WD / MT	UD-DHW41(改)	-	日産シビリアン・マイクロバス	72
日産ディーゼ ルスペースランナー床下積	KK-RM252GAN(改)	-	中型バス・スペースランナー床下積 ワンステップ	112
日産ディーゼ ルスペースランナー天井積	KK-RM252GAN(改)	-	中型バス・スペースランナー天井積 ワンステップ	131
日産ディーゼ ル 中型バス(ワンステップ)	KK-RM252GSN(改)	-	中型バス(ワンステップ)	112
日産ディーゼ ル 中型バス(ワンステップ)	KK-RM252GAN(改)	-	中型バス(ワンステップ)	131
日産ディーゼ ル 大型バス(ワンステップ)	KL-UA452KAN(改) KL-UA452MAN(改)	-	大型バス(ワンステップ)	166
日産ディーゼ ル 大型バスGタイプ(ワンステップ)	KL-UA452KAN(改) KL-UA452MAN(改)	-	大型バスGタイプ(ワンステップ)	160
日産ディーゼ ル 大型バスNタイプ(ワンステップ)	KL-UA272KAM(改)	-	大型バスNタイプ(ワンステップ)	189
日野 ブルーリボンシティー(ワンステップ)	KL-HU2PMEE(改)	-	ブルーリボンシティー	161
三菱 ローザ 2WD / MT	KK-BE63EE(改)	容器ショート	三菱ローザ・マイクロバス	73
三菱 ローザ 2WD / AT	KK-BE63EE(改)	容器ショート	三菱ローザ・マイクロバス	78
三菱 ローザ 2WD / MT	KK-BE63EG(改)	容器ロング	三菱ローザ・マイクロバス	81
三菱 ローザ 2WD / AT	KK-BE63EG(改)	容器ロング (130L x 2本)	三菱ローザ・マイクロバス	75
三菱 ローザ 2WD / AT	KK-BE63EG(改)	容器ロング (130L x 2本 + 24L x 2本)	三菱ローザ・マイクロバス	81
三菱 ローザ 4WD / MT	KK-BE64EG(改)	容器ロング	三菱ローザ・マイクロバス	78
日野 レインボーワンステップ	KK-HR1JEEE他(改)	-	中型バス・ワンステップ	142
三菱 エアロスター(ワンステップバス)	KL-MP37JK(改)	-	エアロスター	185
三菱 エアロスター(ワンステップバス)	KL-MP37JM(改)	-	エアロスター	190
三菱 エアロミディ	KK-MK25HJM(改)	-	三菱エアロミディ・中型バス	122
三菱 エアロミディ	KK-MK23HJM	-	三菱エアロミディ・中型バス	118
三菱 エアロミディ	KK-MK23HFM	-	三菱エアロミディ・中型バス	121

天然ガス自動車

ハイブリッド自動車	ホンダ シビック ハイブリッド	ZA-ES9	-	シビックフェリオ	6
	トヨタ プリウス	ZA-NHW20	-	アリオ	5
	トヨタ エスティマ ハイブリッド	ZA-AHR10W	-	エスティマT, L	6
	トヨタ アルファード	ZA-ATH10W	-	アルファードG, V	6
	トヨタ ダイナ・トヨエース ハイブリッド		-	ダイナ・トヨエース	14
	トヨタ コースターハイブリッド	KK-HZB50(改)	-	トヨタコースターLX	125
	トヨタ コースターハイブリッド・幼児専用	KK-HZB50(改)	-	トヨタコースター・幼児専用	148
	日野 ブルーリボン	HM-HU1JMEP HM-HU1JLEP	-	日野ブルーリボン	185
	三菱 エアロノステップHEV	KL-MP37(改)	-	三菱エアロスターノステップ	278
燃料供給施設の設置	電気自動車に充電する施設	-	-	-	環境大臣が必要と認めた額
	天然ガス自動車に天然ガスを供給する施設	-	-	-	

注意) 上記表に記載のない車種については、審査により「ベース車(既存車)本体価格の1/2以下かつ、改造費(ベース車との価格差)の1/2以下」の範囲内で補助額を決定する。

「低公害車のリースによる導入」の基準額は月額金額

環管自発第050401006号

平成17年4月1日

関係都道府県知事・指定都市市長 殿

環境省環境管理局长

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(地方公共団体)

対策技術率先導入事業のうち燃料電池自動車普及事業実施要領について(通知)

標記事業の取扱いについては、平成15年9月17日付け環地温発第030917001号環境事務次官通知別紙「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(地方公共団体)交付要綱」により行うこととされたところであるが、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(地方公共団体)交付要綱第4条第1項(3)の規定に基づき、別添のとおり実施要領を定めたので、同事業の実施に当たってはこれによらねたい。

なお、貴管下の関係市町村長及び地方公共団体の組合の長に対しては、貴職より通知されたい。

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(地方公共団体)

対策技術率先導入事業のうち

燃料電池自動車普及事業実施要領

1 目的

この実施要領は、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(地方公共団体)交付要綱(平成15年9月17日環地温発第030917001号環境事務次官通知。以下「要綱」という。)第4条イ(ウ)に定める燃料電池自動車普及事業(以下「事業」という。)の実施に関して必要な細目等を定めることにより、人の健康の保護並びに生活環境及び地球環境の保全に資することを目的とする。

2 定義

「燃料電池自動車」とは、原動機として燃料電池(燃料の化学反応により直接電気を発生させるもの。)のうち水素を燃料とするもの又は水素を燃料とする燃料電池と蓄電装置によって駆動する電動機のみを搭載した検査済自動車をいう。

3 事業の実施主体

事業の実施主体は、都道府県、市町村、特別区、地方公共団体の組合及び地方公共団体が出資して設立された団体であって出資比率が50%以上のもの(以下「地方公共団体等」という。)の長とする。

4 事業の実施方法等

- (1) 事業の内容は、地方公共団体等が実施する業務(委託業務を含む。)のうち、要綱第4条に掲げる燃料電池自動車を導入する業務とする(ただし、リースによる導入に限る。)。なお、維持管理経費及び登録諸費用については、この補助金の交付対象外とする。
- (2) 要綱第2条の目的を達成するため、その実施する燃料電池自動車の導入事業を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費(以下「補助対象経費」という。)について、交付要綱に定めた年度別事業計画書の様式に従って計画を策定した地方公共団体等に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。
- (3) 燃料電池自動車は、事業主体の責任のもとで適切な維持管理が講じられるものであることとする。

5 交付対象事業の制限

- (1) この補助金は、燃料電池自動車の導入に関する他の補助金を受けた事業には交付しないものとする。
- (2) 1ヶ月未満のリース期間が生じる場合は、その部分は切り捨てることとする。

附則

この実施要領は、平成17年4月1日から施行する。

環管自発第050401007号

平成17年4月1日

関係都道府県知事・指定都市市長 殿

環境省環境管理局长

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(地方公共団体)

自動車燃費改善補助事業実施要領について(通知)

標記事業の取扱いについては、平成15年9月17日付け環地温発第030917001号環境事務次官通知別紙「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(地方公共団体)交付要綱」により行うこととされたところであるが、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(地方公共団体)交付要綱第4条第1項(3)の規定に基づき、別添のとおり実施要領を定めたので、同事業の実施に当たってはこれによらねたい。

なお、貴管下の関係市町村長及び地方公共団体の組合の長に対しては、貴職より通知されたい。

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(地方公共団体)

自動車燃費改善補助事業実施要領

1 目的

この実施要領は、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(地方公共団体)交付要綱(平成15年9月17日環地温発第030917001号環境事務次官通知。以下「要綱」という。)第4条エに定める自動車燃費改善補助事業(以下「事業」という。)の実施に関して必要な細目等を定めることにより、地球温暖化対策の強化と速やかな普及を図ることを目的とする。

2 事業の実施主体

事業の実施主体は、都道府県、市町村、特別区、地方公共団体の組合及び地方公共団体が出資して設立された団体であって出資比率が50%以上のもの(以下「地方公共団体等」という。)の長とする。

3 事業の実施方法等

事業の要件

- ア 地方公共団体等が保有し運行する営業用乗合自動車において、事業を実施するものであること。
- イ 車速や燃料消費量などを自動的に記録する車載計測器(以下「計測器」という。)を車両に装着し、計測器により得られたデータを記録・収集・解析するものであること。
- ウ 運転手教育等、事業を円滑に実施するための体制を整備すること。
- エ 当該地方公共団体の範囲内に、民間の営業用乗合自動車に係る運行路線が存在すること。
- オ 事業の実施後、事業の効果を把握し、環境省に対して報告すること。

維持管理

施設・設備は、事業主体の責任のもとで適切な維持管理が講じられるものであること。

温室効果ガス削減量の把握等

- ア 事業を実施することにより、温室効果ガスの削減量を把握すること。
- イ 環境省の求めに応じて、事業の実施に係るこれらの情報を提供すること。

4 交付対象事業の制限

この補助金は、自動車燃費改善に関する他の補助金を受けた事業には交付しないものとする。

附則

この実施要領は、平成17年4月1日から施行する。

環政経発第 050401004 号
平成 17 年 4 月 1 日

各都道府県知事 殿
各政令指定都市長 殿

環境省総合環境政策局長

地球温暖化を防ぐ学校エコ改修事業費補助実施要領について（通知）

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地方公共団体）交付要綱第 4 条（3）に基づき、別添のとおり「地球温暖化を防ぐ学校エコ改修事業費補助実施要領」を定め、平成 17 年 4 月 1 日から適用することにしたので通知します。
なお、貴管内市町村等に対しては、貴職より周知願います。

地球温暖化を防ぐ学校エコ改修事業費補助実施要領

1 目的

この実施要領は、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地方公共団体）交付要綱（平成15年9月17日環地温発第030917001号環境事務次官通知。以下「要綱」という。）第4条（3）の規定に基づき、同条（2）の事業（以下「事業」という。）の実施に関して必要な細目等を定めることにより、学校施設等に関する地球温暖化対策を進め、これを活用した環境教育の推進を図ることを目的とする。

2 事業の主体

地方公共団体

3 事業期間

事業期間は、原則、平成17年度から平成19年度の3ヵ年とする。

4 事業採択

（1）二酸化炭素削減効果の見積もり

補助金交付を希望する地方公共団体は、改修の計画に基づく二酸化炭素削減量を見積もり環境省に提出すること。

（2）事業の採択

以下の観点から有識者の意見を聴いて事業の採択を行う。

二酸化炭素削減効果が高いものであること。

学校の改修を行うハード事業と環境教育を行うソフト事業を組み合わせた事業の効果が高いものであること。

その他事業の実施を効率的かつ有効的に実施できるものであること。

5 事業の実施方法等

（1）事業の実施方法

住民、事業者、行政等の関係者を含む研究会等を設置し、当該研究会等において、調査・研究等を実施し、その結果に基づいて改修の計画及び設計等を実施すること。

（2）対象事業

地方公共団体の設置する学校施設における改修等の事業であって、地域の特性を考慮した複数の地球温暖化対策技術が取り入れられていること。

なお、断熱材を使用する場合は、ノンフロン断熱材とすること。

（3）維持管理

改修した学校施設は、事業主体の責任のもとで適切な維持管理が講じられるものであること。

（4）温室効果ガス削減量の把握等

施設・設備の改修、改善等により削減されたエネルギー量等のデータを記録し、温室効果ガスの削減量を把握すること。

また、環境省の求めに応じて、事業の実施に係るこれらの情報を提供すること。

（5）環境教育の実施

改修対象施設等を活用して、児童生徒、住民及び事業者等の幅広い主体の参加を得て、当該学校施設等を活用した環境教育を実施すること。

附則 この実施要領は、平成17年4月1日から施行する。